

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業に係る所有権以外の権利の申告手続受理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第85条第1項の規定による権利申告、同条第3項の規定による権利変動届及びその他必要な事項を定める。

(申告書等の種別)

第2条 土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号。以下「規則」という。）に定められた借地権申告書、借地権以外の権利の申告書及び権利変動届出書並びに施行者が定める届出書及び通知書は、次のとおりとする。

- (1) 借地権申告書
- (2) 借地権以外の権利の申告書
- (3) 権利変動届出書
- (4) 住所・氏名変更届出書
- (5) 相続届出書

(受付)

第3条 前条に定める申告書が提出された場合は、受付印を押し、受付簿に記入する。

2 添付書類に写しがある場合は、必ず原本と照合し、相違がないことを確認する。

(権利を証する書面)

第4条 規則第16条第3項に規定される借地権を証する書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 確定判決書、和解調書、調停調書
 - (2) 公正証書等による契約書
 - (3) 建物登記簿謄本又は家屋台帳謄本
 - (4) 建築承諾書
 - (5) 地代、賃料、権利金又は敷金等の受領書
- 2 借地権を証する書面を添付して申告又は届出がされた場合、その借地権が当該申告又は届出がされた時点において現存する場合においてのみ受け付ける。
- 3 借地権以外の権利の申告又は届出については、第1項各号列記の書面又は施行者が正当と認める書面を添付したものについて、前項の規定を準用して受け付ける。

(決定手続)

第5条 第3条及び前条の規定による処理が終了したものは、調査結果、処理

経過及び意見を記載して、受理又は返戻を決定する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか申告に関する手続に必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要領は、昭和63年10月12日から施行し、同年9月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年11月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和5年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条第1号関係）

借地権申告書

年 月 日

借地権者	住所	市 区 町	番地
	生年月日	年 月 日	職業
	氏 名	印	
土地所有者又は 申告に係る借地 権の目的である 権利所有者	住所	市 区 町	番地
	生年月日	年 月 日	職業
	氏 名	印	

(宛先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川崎市長

全部

次表土地の 平方メートルについて、次の内容の 権を

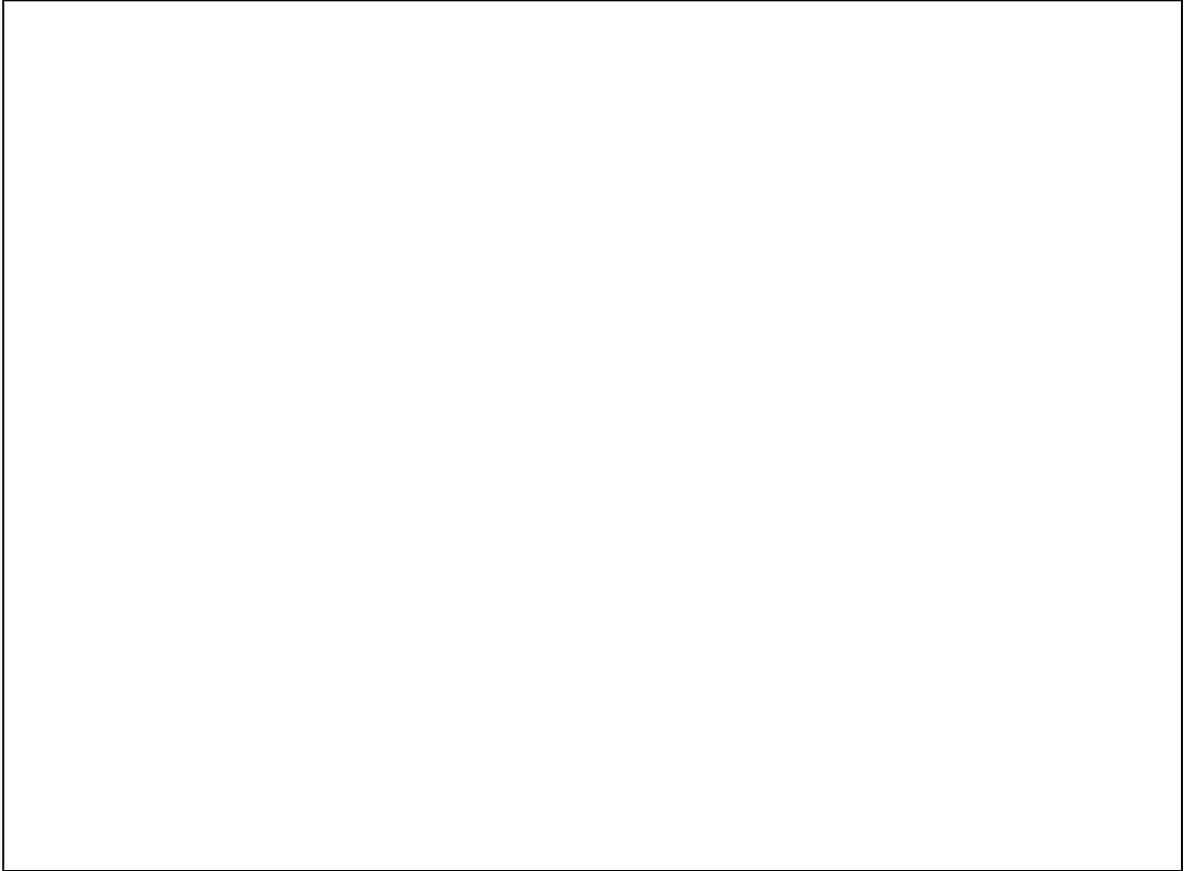
一部

有することを申告します。

年 月 日		土 地 登 記 簿 記 載 事 項			
土地の所在地	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名
			m ²		

地 番	地 積	契約年月日	存続期間	地代又は賃料 (年又は月)	特 約	摘 要
	m ²					

位 置 図



備 考

- 1 土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 2 「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る借地権の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 3 借地権者、土地所有者又は申告に係る借地権所有者が、法人である場合には、「住所」欄はその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者であるその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」及び「職業」欄には記載しないこと。

この申告書記載のとおり借地権の 設定
を承諾します。
転貸

住 所
土地所有者
氏 名

印

第2号様式（第2条第2号関係）

借地権以外の権利の申告書

年 月 日

権 利 者	住 所	市 区 町 番地
	氏 名	印
土地所有者又は 申告に係る権利 の目的である権利所有者	住 所	市 区 町 番地
	氏 名	印

(宛先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
 施行者 川 崎 市
 代表者 川崎市長

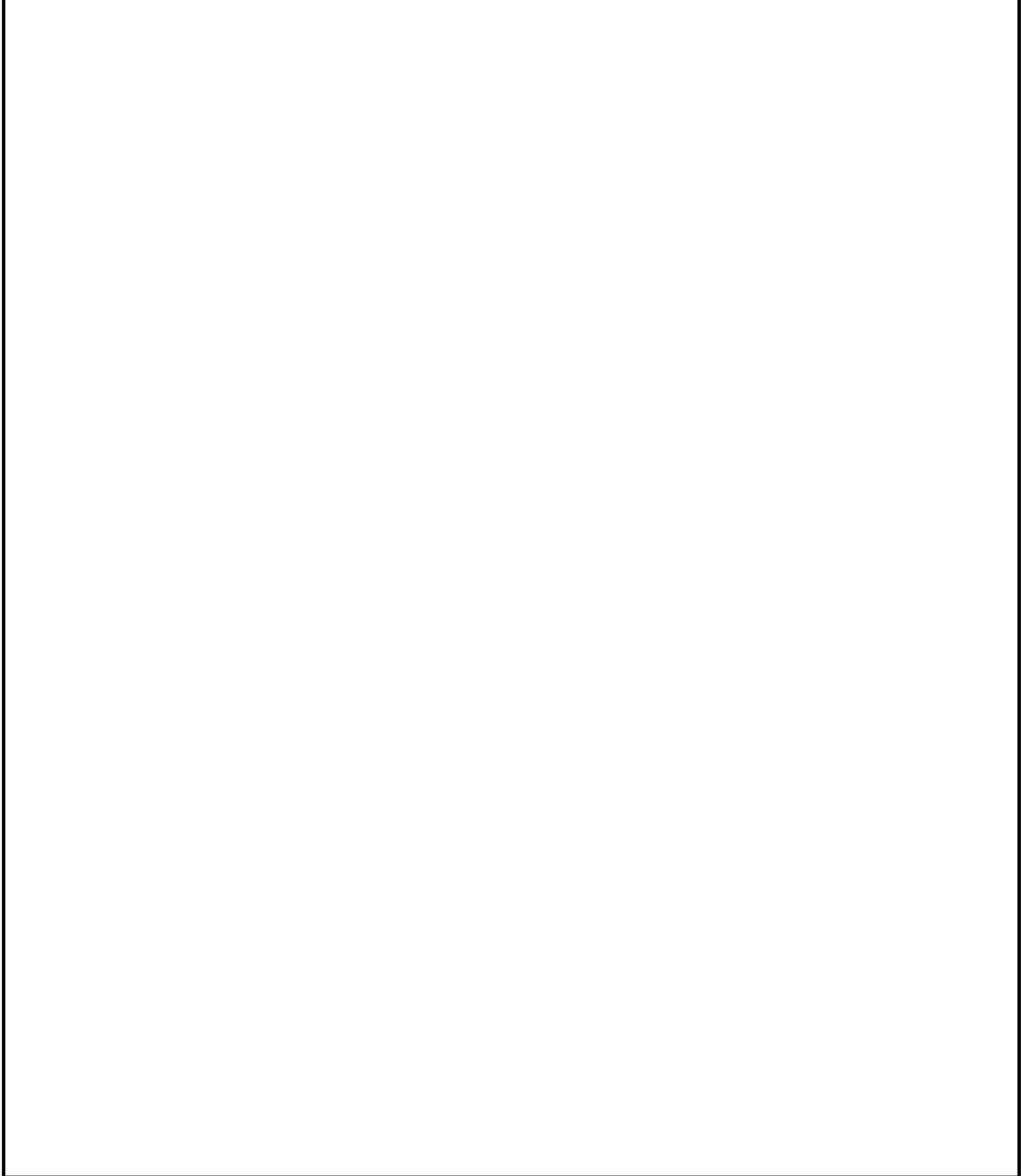
次表の土地の全部・一部 平方メートルについて、次の内容の 権を
 有することを申告します。

年 月 日		土 地 登 記 簿 記 載 事 項			
土地の所在地	地番	地目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名
			m ²		

備 考

- 1 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が連署せず、当該権利を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 2 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 3 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が法人である場合には、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

権 利 部 分 の 位 置 見 取 図



この申告書記載のとおり権利の設定・転貸を承諾します。

土地所有者 住 所

氏 名

印

第3号様式（第2条第3号関係）

権利変動届出書

年 月 日

住 所	市	区	町	番地
生年月日	年 月 日	職業		
氏 名				印
住 所	市	区	町	番地
生年月日	年 月 日	職業		
氏 名				印

(宛先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川崎市長

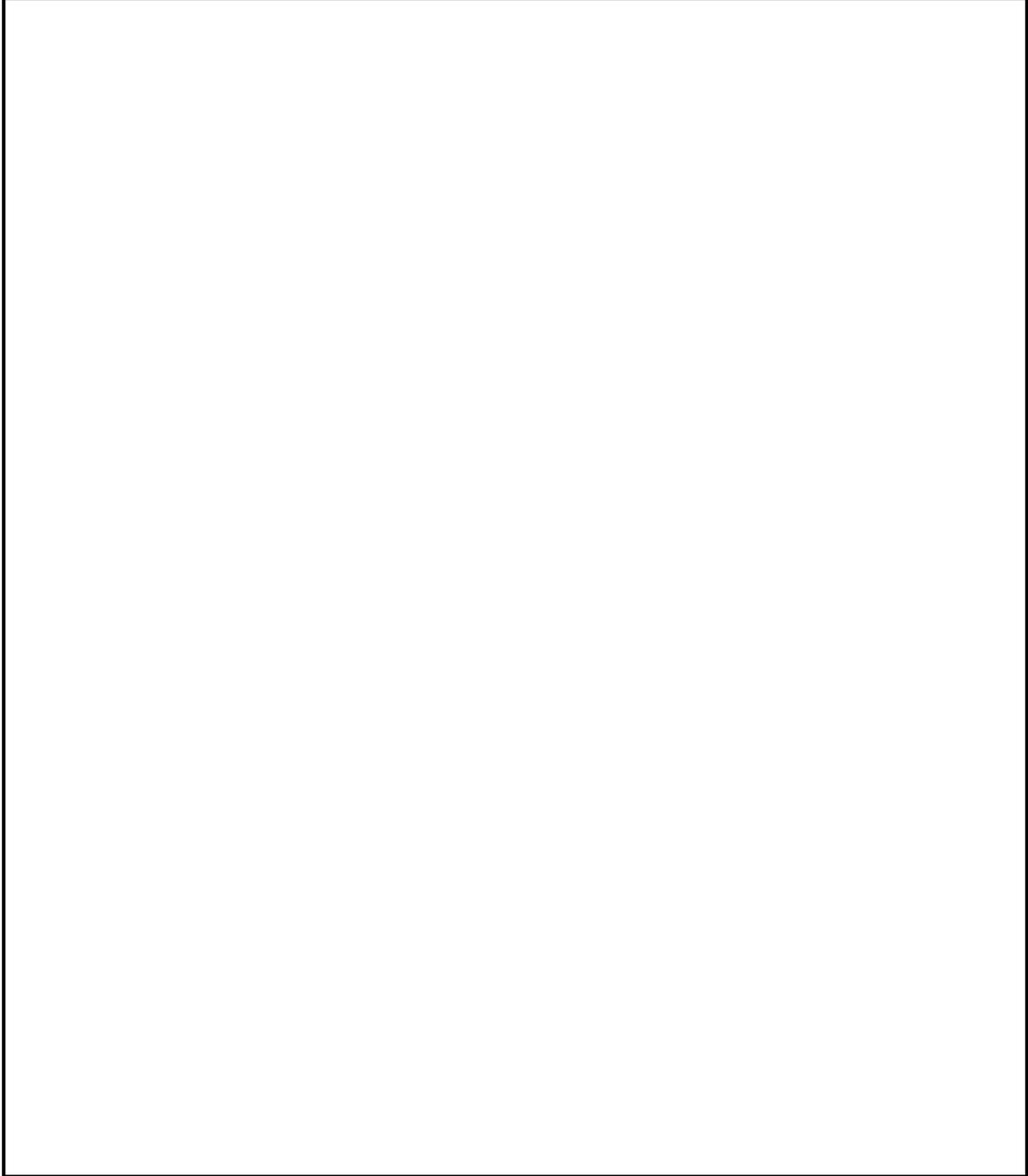
次表の土地について、年 月 日申告に係る 権を次のとおり移転・変更・消滅がありましたので届け出ます。

年 月 日 土地登記簿記載事項					
土地の所在地	地番	地目	地積	摘要	所有者の住所及び氏名
			m ²		

備 考

- 1 借地権以外の権利に関する変動届の場合においては、「生年月日」及び「職業」欄は、記載しないこと。
- 2 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」及び「職業」欄には記載しないこと。

権 利 部 分 の 位 置 見 取 図



この申告書記載のとおり権利の設定・転貸を承諾します。

土地所有者 住 所

氏 名

印

第4号様式（第2条第4号関係）

住所
氏名
変更届出書

年 月 日

変更後の住所 又は氏名	市	区	町	番地
変更前の住所 又は氏名	市	区	町	番地
生 年 月 日	年 月 日	職業		
氏 名	印			

(宛先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
施行者 川 崎 市
代表者 川崎市長

次の土地又は土地について存する権利の所有者である私の住所・氏名を変更しましたので、届け出ます。

土地の所在地	地 番	権 利 種 別	摘 要

備 考

- 1 この届出書には、住所又は氏名の変更を証する市区町村長の証明書を添付してください。
- 2 届出人が法人であるときは、「住所」「氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載し、「生年月日」「職業」欄は記入の必要がありません。
- 3 上表は届出人がその地区において所有する土地、借地権又は借地権以外の権利について、全部記入してください。
- 4 「権利種別」欄には、所有権、地上権、賃借権等の区別を記入してください。

第5号様式（第2条第5号関係）

相 続 届 出 書

年 月 日

被相続人	住 所	市 区 町 番地		
	氏 名			
相 続 人	住 所	市 区 町 番地		
	生年月日	年 月 日	職業	
	氏 名	印		
相 続 人	住 所	市 区 町 番地		
	生年月日	年 月 日	職業	
	氏 名	印		

(宛先)

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川崎市長

次の土地について、年 月 日所有権・借地権を相続しましたので、別紙書類を添えて届け出ます。

土地登記簿記載事項又は被相続人が申告した土地				
土地の所在地	地 番	地 積	権 利 の 種 別	被相続人住所氏名
			m ²	